沖縄県の項を次のように改める。

沖縄県	国頭郡国頭村　同郡大宜味村　同郡東村　同郡伊江村　島尻郡渡嘉敷村　同郡座間味村　同郡渡名喜村　同郡南大東村　同郡北大東村　同郡伊是名村　宮古郡多良間村　八重山郡竹富町	平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

○厚生労働省告示第八十八号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十四条第二項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項（平成二十年厚生労働省告示第二百八十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）を受診した者及び当該特定健康診査の結果に基づく特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。）を利用した者に係る報告については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

第一号ウ中「及び郵便番号」を「、郵便番号及び資格区分（強制加入被保険者若しくは強制加入被保険者若しくは任意継続被保険者、任意継続被保険者若しくは特例退職被保険者、特例退職被保険者若しくは特例退職被保険者の被扶養者又は国民健康保険の被保険者の別をいう。次号ウにおいて同じ。）」に改める。

第二号ウ中「及び郵便番号」を「、郵便番号及び資格区分」に改める。

○厚生労働省告示第八十九号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第一条第一項第十号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目及び基準（平成二十年厚生労働省告示第四号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の血糖検査の結果については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

第二号中「すべての」を「全ての」に改め、同号ア中「5.2%」を「5.6%（ＮＧＳＰ値）」に改める。

○厚生労働省告示第九十号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第四条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十年厚生労働省告示第八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の血糖検査の結果については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

本文中「5.2%」を「5.6%（ＮＧＳＰ値）」に改める。

○厚生労働省告示第九十一号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第七条第一項及び第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成二十年厚生労働省告示第九号）は、平成二十五年三月三十一日限り廃止する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の結果に基づく特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。）については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第７条第１項及び第８条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第７条第１項の規定に基づき動機付け支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「動機付け支援の実施方法」という。）は、第１に掲げるとおりとし、実施基準第８条第１項の規定に基づき積極的支援の実施について厚生労働大臣が定める方法（以下「積極的支援の実施方法」という。）は、第２に掲げるとおりとする。なお、平成30年３月31日までの間は、第１の２の(4)のウ並びに第２の２の(5)及び(7)のウ中「保健師又は管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

第１　動機付け支援の実施方法

１　支援期間及び頻度

原則１回の支援とすること。

２　支援内容及び支援形態

(1)　動機付け支援対象者（実施基準第７条第２項に規定する動機付け支援対象者をいう。以下同じ。）が、自らの健康状態、生活習慣の改善すべき点等を自覚し、自ら目標を設定し行動に移すことができる内容とすること。

(2)　特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第１項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。以下同じ。）及び食習慣、運動習慣、喫煙習慣、休養習慣その他の生活習慣の状況に関する調査の結果を踏まえ、面接による支援及び実績評価（行動計画の策定の日から６月以上経過した後に行う評価をいう。以下同じ。）を行うこと。

(3)　面接による支援は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア　生活習慣と特定健康診査の結果との関係を理解すること、生活習慣を振り返ること、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識を習得すること及びそれらが動機付け支援対象者本人の生活に及ぼす影響の認識等から、生活習慣の改善の必要性について説明すること。

イ　生活習慣を改善する場合の利点及び改善しない場合の不利益について説明すること。

ウ　食事、運動等、生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。

エ　動機付け支援対象者の行動目標や実績評価の時期の設定について支援するとともに、生活習慣を改善するために必要な社会資源を紹介し、有効に活用できるように支援すること。

オ　体重及び腹囲の計測方法について説明すること。

カ　動機付け支援対象者に対する面接による指導の下に、行動目標及び行動計画を作成すること。

キ　支援形態は、１人当たり20分以上の個別支援又は１グループ（１グループは８人以下とする。）当たり80分以上のグループ支援とすること。

(4)　実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア　実績評価は、個々の動機付け支援対象者に対する特定保健指導（法第18条第１項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の効果について評価するものであること。